電気契約種別定義書

エネワンEプランT

四国電力エリア【低圧】

令和5年4月1日実施

株式会社エネワンでんき

目次

1	適用	1
2	供給契約条件の変更	1
	定義	
	単位および端数処理	
	時間帯区分	
	電灯需要	
	その他	
附則		4

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社エネワンでんき(小売電気事業者登録番号 A0015、以下「当社」といいます。)の電気供給約款(以下「供給約款」といいます。)にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

四国電力送配電株式会社の供給区域 徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)、愛媛県 (一部を除きます。)

2 本定義書の変更

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない,当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

3 定義

供給約款3(定義)に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

4 単位および端数処理

供給約款 4 (単位および端数処理) に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

5 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

6 電灯需要

エネワンEプランT

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- ロ 5 (時間帯区分) に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更すること が可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用 灯等の需要は含みません。
- ハ 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること
- ニ 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満 であること
- ホ 当社が指定する代理店の供給契約申込書による申込みであること

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、ハに該当し、かつ、この契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないもしくは需要場所と同一地点において、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に太陽光発電設備を低圧で連係しているお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

(2) 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとなることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表3(契約電力および契約容量の算定方法)により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約容量を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

- ロ 一般送配電事業者は、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) により、電流を制限することがあります。
- ハ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当 社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 (燃料費調整) (1) ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,375円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	401円50銭

ロ電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(4) 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	22円80銭
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30円08銭
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31円74銭

(口) 夜間時間

1キロワット時につき	13円99銭

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外す,交換する等の行為や変圧器,発電設備等を介して,電灯また は小型機器を使用する等の行為は不正利用となり,供給契約を解約することがあります。この 場合,供給約款33(違約金)に定める違約金を申し受けます。

7 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

1 実施期日

本定義書は、令和5年4月1日から実施いたします。

2 本定義書の実施にともなう切替措置

令和 5 年 3 月 3 1 日以前から供給契約が継続し、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月 3 0 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、6 (電灯需要) (4)にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,056円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	363円00銭

(2) 電力量料金

イ 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	22円39銭
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29円37銭
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29円76銭

口 夜間時間

1 キロワット時につき 13 円 44

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 α , β , γ は, 次のとおりいたします。

供給区域	α	β	γ
四国電力送配電株式会社	0.2104	0.0541	1.0588

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
四国電力送配電株式会社	26,000 円

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価 の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 =
$$\left($$
平均燃料価格 $-$ 基準燃料価格 $\right) \times \frac{(2)$ の基準単価 $1,000$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
の期間	
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日まで	翌年の5月分の料金に係る計量期間等
の期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の	
2月29日までの期間)	

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りといたします。

1キロワット時につき	19銭6厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価の掲示

当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格および(1)ハにより算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。